

(参照法令一覧)

○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)	(抄)	1
○私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)	(抄)	2
○私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)	(抄)	7
○産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)	(抄)	9
○理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)	(抄)	9
○私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和三十二年法律第十八号)	(抄)	10
○スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)	(抄)	10
○激甚災害 ^{じん} に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五百十号)	(抄)	11
○教育基本法(平成十八年法律第二百十号)	(抄)	11
○独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構法(平成十七年法律第二十六号)	(抄)	12
○独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)	(抄)	12
○健康保険法(大正十一年法律第七十号)	(抄)	15
○私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)	(抄)	16
○国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)	(抄)	19
○行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)	(抄)	28
○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)	(抄)	29
○独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号)	(抄)	29
○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律		30

(平成二十一年法律第六十三号)

(抄)

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成二十一年法律第 号) (抄)	30
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成二十一年法律第 号) (抄)	32
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号) (抄)	37
○公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第 号) (抄)	40
○雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号) (抄)	41

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
 - 二 市町村の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
 - 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事
- ② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
 - 二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

③～⑤（略）

第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき

二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき

三 六箇月以上授業を行わなかつたとき

第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

② 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

③ 文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

④ (略)

第三百三条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第八十五条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

（申請）

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

六 理事会に関する規定

七 評議員会及び評議員に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十 解散に関する規定

十一 寄附行為の変更にに関する規定

十二 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第一項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

（認可）

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 （略）

（設立の時期）

第三十三条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて成立する。

(理事会)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 理事会は、理事長が招集する。理事（理事長を除く。）が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

5及び6 (略)

(役員の職務)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 学校法人の業務を監査すること。

二 学校法人の財産の状況を監査すること。

三 (略)

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五及び六 (略)

(役員を選任)

第三十八条 (略)

2及び3 (略)

- 4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 7及び8 (略)
- (寄附行為変更の認可等)
- 第四十五条 寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- (解散事由)
- 第五十条 学校法人は、次の事由によつて解散する。
 - 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
 - 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
 - 三 目的たる事業の成功の不能
 - 四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併
 - 五 破産手続開始の決定
 - 六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令
- 2 前項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 (略)
- 4 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第五十一条 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。ただし、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を補助金として支出することができる。

4 前項の助成については、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

5 第二項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について第三項ただし書の処置をとるものとする。

6 第二項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)は、文部科学大臣の所管とし、第三項本文の処分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を財務大臣に引き継がなければならない。

(合併手続)

第五十二条 (略)

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(収益事業の停止)

第六十一条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。

三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

2～8 (略)

(解散命令)

第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

2～8 (略)

○私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）（抄）

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(所轄庁の権限)

第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員
の解職をすべき旨を勧告すること。

(意見の聴取等)

第十二条の二 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴かなければならない。

2 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のため出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第四項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

3 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

4 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

5 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条（同法第十六条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第三項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校振興助成法第十二条の二第一項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

7 前条第二号の規定による是正命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

第十三条 所轄庁は、第十二条第三号又は第四号の規定による措置をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

2 行政手続法第三章第三節の規定及び前条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

○産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）（抄）

（私立学校に関する補助）

第十九条 私立学校に関する国の補助については、第十五条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第一項第一号中「中学校」とあるのは「中学校又は高等学校」と、同項第二号中「施設」とあるのは「施設又は設備」と、同条第二項第一号及び第二号中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により国が私立学校の設置者に対し補助をする場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十号）第十一条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定の適用があるものとする。

○理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）（抄）

（国の補助）

第九条 国は、公立又は私立の学校の設置者が、次に掲げる設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

一 小学校、中学校又は高等学校における理科教育のための設備（算数又は数学に関する教育のための設備にあつては、標準的なものとして備えられるべき教材以外のもので、当該教育のため特に必要なものとする。）

二 理科教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学が当該現職教育又は養成のために使用する設備

- 2 前項に規定するものの外、国は、公立又は私立の学校に係る理科教育の振興のために特に必要と認められる経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。
- 3 前二項の規定により国が私立の学校の設置者に対し補助をする場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定の適用があるものとする。

○私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律（昭和三十二年法律第十八号）（抄）

（国の補助）

第二条 国は、学校法人に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その学校法人の設置する大学（短期大学を除く。）が行う学術の基礎的研究に必要な機械、器具、標本、図書その他の設備の購入に要する経費の三分の二以内を補助することができる。

○スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）（抄）

（国の補助）

第二十条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会の運営に要する経費であつてその開催地の都道府県において要するもの
 - 二 その他スポーツの振興のために地方公共団体が行なう事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三

条までの規定の適用があるものとする。

- 3 国は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体であつて当該事業がわが国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

○激甚災害^{じしん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）（抄）

（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）

第十七条 国は、激甚災害^{じしん}を受けた私立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該施設の建物等」とあるのは「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第三項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により国が補助する場合について準用する。

○教育基本法（平成十八年法律第二百十号）（抄）

（宗教教育）

第十五条（略）

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

○独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法（平成十七年法律第二十六号）（抄）

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十一条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員）

第十五条 委員は、科学技術に関して優れた識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 （略）

3 第十一条及び第十二条並びに通則法第十四条、第二十一条第二項、第二十二条並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四条第三項中「第二十条第一項」とあるのは「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法第十五条第一項」と、通則法第二十三条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「内閣総理大臣は、」と読み替えるものとする。

（機構の解散）

第二十一条 （略）

2 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

第二十二条 第十一条（第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2及び3 (略)

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
二〇五 (略)

3 (略)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 (略)

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4及び5 (略)

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 (略)

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 (略)

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人

の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3～5 (略)

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（傷病手当金）

第九十九条 被保険者（任意継続被保険者を除く。第百二条において同じ。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金として、一日につき、標準報酬日額（標準報酬月額額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をいう。第

百二条において同じ。)の三分の二に相当する金額(その金額に、五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

2 (略)

○私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、私立学校教職員の相互扶助事業として、私立学校教職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する給付及び福祉事業を行う共済制度(以下「私立学校教職員共済制度」という。)を設け、私立学校教職員の福利厚生を図り、もつて私立学校教育の振興に資することを目的とする。

(加入者)

第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団(以下「学校法人等」という。)に使用される者で学校法人等から給与を受けるもの(次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。)は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

- 一 船員保険の被保険者
- 二 専任でない者
- 三 臨時に使用される者
- 四 前三号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者

2 (略)

(加入者期間)

第十七条 加入者である期間(以下「加入者期間」という。)は、加入者の資格を取得した日の属する月から起算し、その資

格を喪失した日の属する月の前月をもつて終わるものとする。

2 加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として加入者期間を計算する。ただし、その月に更に加入者の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で第二十条第二項に規定する長期給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、この限りでない。

3 加入者の資格を喪失した後再び加入者の資格を取得したときは、前後の加入者期間を合算する。
（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条及び第九十六条を除く。）、第一百一十一条第一項及び第三項、第一百二十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「加入者期間等」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」と

あるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十一条第二項	(略)	、組合員 組合員で	、加入者 加入者で
第六十六条第一項	(略)	第六十八条の三 三分の二	第六十八条 百分の八十
第六十六条第二項	(略)	組合員で	加入者で
第六十七条第一項	(略)	三分の二	百分の八十
第六十七条第二項	(略)	組合員で	加入者で
第八十九条第一項第二号イ(1)	(略)	又は地方公務員等共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権	の受給権
第八十九条第二項第一号イ	(略)	私立学校教職員共済法	国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法
(略)	(略)	(略)	(略)

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（出産費及び家族出産費）

第六十一条 組合員が出産したときは、出産費として、政令で定める金額を支給する。

2 前項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

3 組合員の被扶養者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、家族出産費として、政令で定める金額を支給する。

（傷病手当金）

第六十六条 組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。）が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2 傷病手当金の支給期間は、同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）については、前項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日（同日において第六十九条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して一年六月間（結核性の病気については、三年間）とする。

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

4 傷病手当金は、同一の傷病について障害共済年金の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を

- 受けることができる障害共済年金の額（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害共済年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、当該障害共済年金の支給を受けることができなかつたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。
- 5 傷病手当金は、同一の傷病について障害一時金の支給を受けることとなつたときは、当該障害一時金の支給を受けることとなつた日からその日以後において支給を受けべき傷病手当金の額の合計額が当該障害一時金の額に達するに至る日までの間、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害一時金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害一時金の額を超えるときは、当該合計額から当該障害一時金の額を控除した額については、この限りでない。
- 6 第三項の傷病手当金（政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。）は、この法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）又は国民年金法による退職又は老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額）を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができなかつたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。
- 7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があるときは、第四項の障害共済年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害一時金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者（次項において「年金保険者」という。）に対し、必要な資料の提供を求めることができる。
- 8 年金保険者（社会保険庁長官を除く。）は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を社会保険庁長官に委託することができる。
- 9 傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合には、その期間内は、支給しない。

10 傷病手当金は、同一の傷病に関し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償が行われるときは、支給しない。

(出産手当金)

第六十七条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかつた期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額(当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

2 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、前項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(報酬との調整)

第六十九条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金(第六十八条の二第一項ただし書の規定により支給されるものを除く。)又は介護休業手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

(退職共済年金の額)

第七十七条 退職共済年金の額は、平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

2 一年以上の引き続き組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

- 3 退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎としない。
 - 4 組合員である退職共済年金の受給権者が退職したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。
- 第七十八条 退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であったときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至った当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十一条第二項に規定する障害等級（以下この条において「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。
- 2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したものの（以下「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額とし、これらの金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。
 - 3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退

職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。

一 死亡したとき。

二 退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたとき。

三 配偶者が、離婚又は婚姻の取消しをしたとき。

四 配偶者が、六十五歳に達したとき。

五 子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。

七 子が、婚姻をしたとき。

八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）について、その事情がなくなつたとき。

十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が、二十歳に達したとき。

5 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（遺族共済年金の額）

第八十九条 遺族共済年金（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。

- 一 遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額
- イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算して得た金額
- (1) 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額
- (2) 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額
- ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算した金額
- (1) 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額
- (2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額
- (i) 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- (ii) 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 二 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第九十一条の二において「退職共済年金等」という。）のいずれかの受給権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき 前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる額を合算した金額のうちいずれが多い金額
- イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
- (1) 当該遺族が退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給

権を有している場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額

(2) 当該遺族が(1)に掲げる年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額から政令で定める額を控除した金額の三分の二に相当する金額に当該政令で定める額を加算した額

ロ 当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額（第七十八条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。）に相当する額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額に政令で定める額を加算した額

2 遺族共済年金（前条第一項第四号に該当することにより支給されるものであり、かつ、その受給権者（六十五歳に達している者であつて退職共済年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。）が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 イに掲げる金額がロに掲げる金額以上であるとき 前項第一号ロに定める金額

イ 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、厚生年金保険法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した金額を合算した金額（以下この項において「合算遺族給付額」という。）

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額の三分の二に相当する金額、当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する金額及び政令で定める額を加算した金額
二 前号イに掲げる金額が同号ロに掲げる金額に満たないとき イに掲げる金額にロに掲げる比率を乗じて得た金額に、政令で定める額を加算した金額

イ 前号ロに掲げる金額から政令で定める額を控除した金額

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した金額に対する前項第一号ロ(1)に掲げる金額の比率

3 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という。）の額を算定する場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号イ(2)中「千分の一・〇

九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「乗じて得た金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た金額」と、同号ロ(2)中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(i)に定める金額」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「月数」とあるのは「月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とする。

4 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により算定した金額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)より少ないときは、当該金額をこれらの規定による金額とする。

5 第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族(配偶者を除く。)に同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額は、第一項第一号及び前二項の規定にかかわらず、当該遺族ごとにこれらの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の数で除して得た金額の合計額とする。

6 前各項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第九十条 遺族共済年金(第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。)の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、第八十九条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算した金額とする。

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第二百二十六条の五 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。)は、その退職の日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日)までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合にお

いて、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者（以下この条において「任意継続組合員」という。）は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額を基礎として定款で定める金額（以下この条において「任意継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3 任意継続組合員は、将来の一定期間に係る任意継続掛金を前納することができる。この場合において、前納すべき額は、当該期間の各月の任意継続掛金の合計額から政令で定める額を控除した額とする。

4 任意継続組合員が初めて払い込むべき任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項の規定にかかわらず、その者は、任意継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めるときは、この限りでない。

5 任意継続組合員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日（第四号又は第六号に該当するに至つたときは、その日）から、その資格を喪失する。

一 任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき。

二 死亡したとき。

三 任意継続掛金（初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかつたとき（払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めるときを除く。）。

四 組合員（地方の組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。）となつたとき。

五 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

6 第一項及び前項第五号の申出の手続、任意継続組合員に対する短期給付の支給の特例その他任意継続組合員に関し必要な事項並びに任意継続掛金の前納の手続、前納された任意継続掛金の還付その他任意継続掛金の前納に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(退職共済年金の特例)

第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

- 一 六十歳以上であること。
- 二 一年以上の組合員期間を有すること。
- 三 組合員期間等が二十五年以上であること。

○行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号） （抄）

(管轄)

第十二条 (略)

2及び3 (略)

4 国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。

5 (略)

別表（第十二条関係）

名称	根拠法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
（略）	（略）

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百二号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

2 （略）

別表第一（第二条関係）

名称	根拠法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
（略）	（略）

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百二号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。

2 5 （略）

別表（第二条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
（略）	（略）

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～7（略）

8 この法律において「研究開発法人」とは、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人（以下単に「独立行政法人」という。）であつて、研究開発等、研究開発であつて公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして別表に掲げるものをいう。

9及び10（略）

別表（第二条関係）

一 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

二～三十二（略）

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）（抄）

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

第七十三条から第九十三条までを次のように改める。

第七十三条から第九十三条まで 削除

（略）

附則第十二条の二から第十二条の十三までを削る。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第四条、第二十四条及び第二百五十三条の規定 公布の日

二 第一条中厚生年金保険法第二十七条の改正規定（「以下単に」を「第三百三十八条第五項を除き、以下単に」に改める部分に限る。）、同法第三百三十八条第五項の改正規定及び同法第六十三条の三第一項の改正規定（「加給年金額」という。）の下に「又は第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）を加える部分に限る。）並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第三条、第九十条、第九十六条、第九十八条、第九十九条、第一百条、第一百四条、第百六条、第百八条及び第百五十一条の規定 平成二十年四月一日

三 第四条中地方公務員等共済組合法第二十七条第一項及び第三十条第三項並びに附則第十四条の三から第十四条の五までの改正規定並びに附則第四十九条の規定 平成二十年十二月一日

四 第十一条及び附則第八十五条の規定 平成二十一年四月一日

五 第一条中厚生年金保険法第十九条第二項ただし書の改正規定、同法第三章の三の次に一章を加える改正規定（第七十八条の二十二から第七十八条の二十六まで、第七十八条の三十二第二項及び第四項、第七十八条の三十四並びに第七十八条

の三十七に係る部分を除く。)、同法第百三十三條の二の次に一條を加える改正規定、同法附則第十八條から第二十三條までを改める改正規定(附則第十八條、第二十條第一項、第二十一條第一項及び第二十三條に係る部分を除く。)、及び同法附則第二十九條の次に一條を加える改正規定並びに附則第十三條から第十五條まで及び第十九條の規定、附則第一百五條中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保險法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第 号)目次の改正規定(「第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保險給付等に関する特例(第三十五條―第三十七條)」を

「第二節の二 二以上の種別の被保險者であつた期間を有する者の特例
(第三十四條の二―第三十四條の四)

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保險給付等に関する特例

(第三十五條―第三十七條の二)

に改める部分に限る。)、同法第十四條第二項第一號の改正規定(「月数」の下に「を合算した月数」を加える部分に限る。)、同法第三十一條第二項の改正規定、同法第七章第二節の次に一節を加える改正規定及び同章中第三十七條の次に一條を加える改正規定並びに附則第百三十七條中確定給付企業年金法第百十二條第六項の改正規定 平成二十三年四月一日

六 第二條の規定、第三條中国国家公務員共済組合法第二條第一項第二號イの改正規定、第四條中地方公務員等共済組合法第二條第一項第二號イの改正規定並びに第六條及び第八條の規定並びに附則第二十七條、第二十八條、第八十三條及び第八十四條の規定、附則第百十二條中船員保險法(昭和十四年法律第七十三號)第二條第九項第一號の改正規定並びに附則第百二十三條中国民健康保險法(昭和三十三年法律第百九十二號)第七十三條第一項第一號イ及び同法附則第七條第四項の改正規定 平成二十三年九月一日

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号)
(抄)

第二章 内閣府関係

(略)

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法の一部改正)

第六条 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法(平成十七年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「(理事長及び理事の任期)」に改め、同条中「及び監事」を削る。

第十五条第三項中「第十四条、第二十一条第二項」を「第十四条(法人の長となるべき者に係る部分に限る。)、第二十一条第三項」に改める。

第十七条第二項中「、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十八条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十九条を次のように改める。

(報告書の写しの送付等)

第十九条 内閣総理大臣は、通則法第三十三条の規定に基づき、通則法第三十二条第二項の報告書を受理したときは、遅滞なく、当該報告書の写しを文部科学大臣に送付するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により報告書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の写しの内容を検討し、通則法第三十三条各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項(前条第一項第二号に規定する業務に係るものに限る。)に関する意見を独立行政法人評価委員会に提出するものとする。

第三章 総務省関係

(地方税法の一部改正)

第七条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 (略)

三 第二条中国立公文書館法第十条の改正規定、第四条中独立行政法人国民生活センター法第八条の改正規定、第五条中独立行政法人北方領土問題対策協会法第八条の改正規定、第六条中独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構法第十条及び第十五条第三項の改正規定、第八条中独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第十条の改正規定、第十条中独立行政法人情報通信研究機構法第十一条の改正規定、第十一条中独立行政法人統計センター法第八条の改正規定、第十二条中独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第八条の改正規定、第十五条の規定、第十七条中独立行政法人国際協力機構法第九条、第二十八条、第三十条及び第四十二条第三項第四号の改正規定、第十八条中独立行政法人国際交流基金法第九条の改正規定、第二十一条中独立行政法人酒類総合研究所法第八条の改正規定、第二十二条中独立行政法人造幣局法第九条の改正規定、第二十三条中独立行政法人国立印刷局法第九条の改正規定、第二十四条中独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第八条の改正規定、第二十七条の規定、第三十条中独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第八条の改正規定、第三十一条中独立行政法人大学入試センター法第八条の改正規定、第三十二条中独立行政法人国立青少年教育振興機構法第八条の改正規定、第三十三条中独立行政法人国立女性教育会館法第八条の改正規定、第三十四条中独立行政法人国立国語研究所法第八条の改正規定、第三十五条中独立行政法人国立科学博物館法第八条の改正規定、第三十六条中独立行政法人物質・材料研究機構法第九条の改正規定、第三十七条中独立行政法人防災科学技術研究所法第九条の改正規定、第三十八条中独立行政法人放射線医学総合研究所法第八条の改正規定、第三十九条中独立行政法人国立美術館法第八条の改正規定、第四十条中独立行政法人国立文化財機構法第八条の改正規定、第四十一条中独立行政法人教員研修センター法第八条の改正規定、第四十二条中独立行政法人科学技術振興機構法第十二条の改正規定、第四十三条中独立行政法人日本学術振興会法第十条及び第十四条第三項の改正規定、第四十四条中独立行政法人理化学研究所法第十一条の改正規定、第四十五条中独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十二条の改正規定、第四十六条中独立行政法人日本スポーツ振興センター法第九条第三項、第十条及び第十三条第三項の改正規定、第四十七条中独立行政法人日本芸術文化振興会法第九条及び第十三条第三項の改正規定、第四十八条中独立行政法人日本学生支援機構法第九条の改正規定、第四十九条中独立行政法人海洋研究開発機構法第十二条の改正規定、第五十一条の規定、第五十三条中独立行政法人国立高等専門学校

機構法第八条の改正規定、第五十四条中独立行政法人大学評価・学位授与機構法第九条及び第十五条第三項の改正規定、第五十五条中独立行政法人国立大学財務・経営センター法第八条の改正規定、第五十六条中独立行政法人メディア教育開発センター法第八条の改正規定、第五十七条中独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十三条の改正規定、第六十一条中中小企業退職金共済法第六十二条及び第六十九条第三項の改正規定、第六十四条中独立行政法人国立健康・栄養研究所法第八条の改正規定、第六十五条中独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第八条の改正規定、第六十六条中独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第八条の改正規定、第六十七条中独立行政法人福祉医療機構法第八条の改正規定、第六十八条中独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第八条の改正規定、第六十九条中独立行政法人労働政策研究・研修機構法第八条の改正規定、第七十条中独立行政法人雇用・能力開発機構法第八条の改正規定、第七十一条中独立行政法人労働者健康福祉機構法第八条の改正規定、第七十二条中独立行政法人国立病院機構法第九条の改正規定、第七十三条中独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第九条の改正規定、第七十四条中年金積立金管理運用独立行政法人法第八条及び第十七条第三項の改正規定、第七十五条中独立行政法人医薬基盤研究所法第九条の改正規定、第七十六条中独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法第八条の改正規定、第七十七条中高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第七条の改正規定、第八十二条中独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第九条の改正規定、第八十三条中独立行政法人種苗管理センター法第八条の改正規定、第八十四条中独立行政法人家畜改良センター法第八条の改正規定、第八十五条中独立行政法人水産大学校法第八条の改正規定、第八十六条中独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十一条の改正規定、第八十七条中独立行政法人農業生物資源研究所法第八条の改正規定、第八十八条中独立行政法人農業環境技術研究所法第八条の改正規定、第八十九条中独立行政法人国際農林水産業研究センター法第八条の改正規定、第九十条中独立行政法人森林総合研究所法第八条及び附則第十三条第四項の改正規定、第九十一条中独立行政法人水産総合研究センター法第八条の改正規定、第九十二条中独立行政法人農畜産業振興機構法第八条の改正規定、第九十三条中独立行政法人農業者年金基金法第七条及び第四十九条第五項の改正規定、第九十四条中独立行政法人農林漁業信用基金法第十条の改正規定、第九十八条中貿易保険法第十条の改正規定、第九十九条中情報処理の促進に関する法律第十七条の改正規定、第一百二条中中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第三項の改正規定（第十九条第

五項」を「第十九条第八項」に改める部分に限る。)、第四百条中独立行政法人経済産業研究所法第九条の改正規定、第五百条中独立行政法人工業所有権情報・研修館法第八条の改正規定、第百六条中独立行政法人産業技術総合研究所法第九条の改正規定、第百七条中独立行政法人製品評価技術基盤機構法第九条の改正規定、第百八条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第八条の改正規定、第百九条中独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十一条の改正規定、第百十条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第九条の改正規定、第百十一条中独立行政法人日本貿易振興機構法第八条の改正規定、第百十二条中独立行政法人原子力安全基盤機構法第九条の改正規定、第百十五条中公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十五条の改正規定、第百十六条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の二十三の改正規定、第百十九条中独立行政法人土木研究所法第八条の改正規定、第百二十条中独立行政法人建築研究所法第八条の改正規定、第百二十一条中独立行政法人交通安全環境研究所法第八条の改正規定、第百二十二条中独立行政法人海上技術安全研究所法第八条の改正規定、第百二十三条中独立行政法人港湾空港技術研究所法第八条の改正規定、第百二十四条中独立行政法人電子航法研究所法第八条の改正規定、第百二十五条中独立行政法人航海訓練所法第八条の改正規定、第百二十六条中独立行政法人海技教育機構法第八条の改正規定、第百二十七条中独立行政法人航空大学校法第八条の改正規定、第百二十八条中自動車検査独立行政法人法第八条の改正規定、第百二十九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第九条の改正規定、第百三十条中独立行政法人国際観光振興機構法第八条の改正規定、第百三十一条中独立行政法人水資源機構法第九条並びに第三十七条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第三十八条第三号の改正規定(「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める部分を除く。)、第百三十二条中独立行政法人自動車事故対策機構法第十条の改正規定、第百三十三条中独立行政法人都市再生機構法第八条の改正規定、第百三十四条中独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第九条の改正規定、第百三十五条中独立行政法人住宅金融支援機構法第十条の改正規定、第百三十六条中独立行政法人気象研究所法第八条の改正規定、第百三十八条中独立行政法人国立環境研究所法第八条の改正規定、第百三十九条中独立行政法人環境再生保全機構法第八条の改正規定並びに第四百一条中独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第九条の改正規定並びに附則第三条、第六条第三項、第八条第四項、第九条第一項及び第十三条の規定 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）（抄）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十二条の見出しを「（独立行政法人評価委員会の設置及び所掌事務）」に改め、同条第一項中「独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）」に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため」を「総務省に」に改め、同条第二項第二号中「この法律又は個別法」を「法律」に改め、同条第三項を削り、第一章第二節中同条の次に次の六条を加える。

（組織）

第十二条の二（略）

（委員等の任命）

第十二条の三（略）

（委員の任期等）

第十二条の四（略）

（委員長）

第十二条の五（略）

（資料の提出その他の協力等）

第十二条の六（略）

（政令への委任）

第十二条の七（略）

（略）

第三十二条から第三十四条までを次のように改める。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二条 独立行政法人は、毎事業年度の終了後、次に掲げる事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一 当該事業年度における業務の実績

二 評価を受けようとする事業年度についての次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める事項

イ ロに掲げる事業年度以外の事業年度 中期目標の期間の最初から当該事業年度末までの期間に係る中期計画の進捗

状況(中期目標の期間の最後の事業年度にあつては、中期目標の期間における業務の実績)

ロ 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

2 独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イ又はロに定める事項並びにこれらの事項についてそれぞれ自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。

3 独立行政法人は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。

第三十三条 前条第二項の報告書の提出は、主務大臣を経由して行わなければならない。この場合において、主務大臣は、遅滞なく、当該報告書の内容を検討し、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する意見を付して、評価委員会に送付するものとする。

一 前条第一項第二号イに掲げる事業年度 中期目標(中期目標の期間の最後の事業年度にあつては、次の中期目標)を達成するために必要な限度において、業務運営の改善に関し独立行政法人が当面講ずべき措置

二 前条第一項第二号ロに掲げる事業年度 第三十五条の規定により、当該独立行政法人に関し講ずべき措置

第三十四条 評価委員会による第三十二条第一項の規定による評価は、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イ又はロに定める事項についてそれぞれ総合的な評定を付して、行わなければならない。

2 評価委員会は、遅滞なく、第三十二条第一項の規定による評価の結果(以下「評価結果」という。)を独立行政法人及び

主務大臣に通知しなければならない。

3 評価委員会は、主務大臣に対し、前条各号に定める事項に関し、必要な勧告をすることができる。この場合において、同条第二号に定める事項に関しては、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃について必要な事項を示さなければならない。

4 評価委員会は、遅滞なく、評価結果及び前項の勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二 主務大臣は、評価委員会が第三十二条第一項第二号イに掲げる事業年度に係る評価に際し、前条第三項の規定により第三十三条第一号に定める事項に関し勧告を行った場合には、独立行政法人に対し、当該事項に関し必要な指示をすることができる。

2 独立行政法人は、前項の指示に基づいてした措置について、遅滞なく、主務大臣及び評価委員会に報告しなければならない。

第三十五条第一項中「において」を「までに」に、「所要」を「当該独立行政法人に関し所要」に改め、同条第二項及び第三項を削り、第三章第二節中同条の次に次の一条を加える。

(内閣総理大臣への意見具申)

第三十五条の二 評価委員会は、評価結果に照らして、独立行政法人の業務運営の改善又はその主要な事務及び事業の改廃に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第三十四条第三項の規定により勧告した事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

第三十八条第二項中「を添え、」を削り、「監事の意見(次条)」を「監査報告(次条第一項)」に、「監事及び会計監査人の意見」を「監査報告及び会計監査報告」に、「付け」を「添付し」に改め、同条第三項中「承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない」を「承認したときは、遅滞なく、その旨を評価委員会に通知するものとする」に改め、同条第四項中「監事の意見を記載した書面」を「監査報告」に改め、同条に次の二項を加える。

5 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲

げの方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（公告方法のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるものをとる方法をいう。次項において同じ。）

6 独立行政法人が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第四項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならぬ。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 目次の改正規定（「特定独立行政法人以外の独立行政法人」を「非特定独立行政法人」に改める部分に限る。）、第十四条第三項及び第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二十条、第二十一条、第二十八条第二項並びに第三十八条第二項及び第四項の改正規定、同条に二項を加える改正規定、第三十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第四十一条及び第四十三条の改正規定、「第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人」を「第二節 非特定独立行政法人」に改める改正規定、第六十一条の改正規定、同条の次に六条を加える改正規定、第六十二条、第六十三条、第六十五条第一項及び第七十一条第七号の改正規定並びに同条第九号の改正規定（第六十条第一項）を「第三十条の二第二項、第六十条第一項」に改める部分を除く。）並びに次条から附則第四条まで及び附則第九条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

3～8 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 (略)

別表第一(第二条関係)

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫 (略)	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号） (略)

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）（抄）

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

二 第二条並びに附則第四条、第七条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十九条の規定 平成二十二年四月一日

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「第五百五十四条」を「第五百五十五条」に改め、同条第二号の前に次の一号を加える。

一 の四 附則第五百五十四条の規定 この法律の公布の日又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

附則第五百五十四条を附則第五百五十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五百五十四条 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一条のうち地方公務員等共済組合法第七十条の二第二項の改正規定中「給料日額の百分の十に相当する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た額」を「標準報酬の日額の百分の十」に改める。